

(公印省略)
猪こ第274号
令和2年4月30日

町内保育所・認定こども園に
在籍するお子様の保護者様

猪名川町長 福田 長治

新型コロナウイルス感染症対策による対応期間の延長について（通知）

平素は本町子育て支援行政に格別のご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。
さて、新型コロナウイルスの感染の感染が依然予断を許さない状況であることを踏まえ、町立全小・中学校の臨時休校期間を令和2年5月31日（日）まで延長することとなりました。

上記のことに伴い、**就学前教育・保育施設の利用につきましても、臨時休園及び自粛要請期間を5月31日（日）まで延長いたします。**ご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化していることから、上記期間内であっても、必要に応じて内容に変更が生じる場合があることを申し添えいたします。その場合については、町ホームページ、各園配信メール、電子母子手帳アプリ母子モ等にて、随時、お知らせをします。

記

1. 幼稚園・認定こども園（1号認定子ども）について

- 令和2年5月31日（日）まで、臨時休園とします。

2. 保育所、認定こども園（2・3号認定子ども）について

- 令和2年5月31日（日）まで、自粛要請期間とします。原則、家庭保育としますが、真にやむを得ない場合に限り、「特別保育」として、保育施設等での受け入れを行います。新たに、特別保育を希望される場合は、「自粛要請期間における特別保育の実施届出書」を各園へご提出ください。なお、すでに「自粛要請期間における保育の実施届出書」を提出している場合は、再度提出の必要はありません。
- 3号認定子ども（0～2歳児）の自宅での保育に協力いただいた期間の保育料につきましては、日割り計算により返金します。（※返金方法は園を通じて連絡）
日割り計算の返金対象期間：令和2年4月7日（火）～5月31日（日）

3. 各園共通

- 猪名川町在住の3～5歳児の給食費完全無償化の対応については、給食利用日数分の給食費を町が園に支払います。（※保護者の手続きは不要。返金対応なし。）
他市町在住の方の給食費の返金等については、園にご確認ください。